

## 平成26年度第1回川崎市子ども・子育て会議計画策定部会 議事録

日時：平成26年11月11日（火）18時30分から

場所：高津市民館 第5会議室

### ■出席者

委員	青山学院女子短期大学 教授	岸井 慶子 氏
(部会長)	学校法人鷗友学園 特別顧問	柴田 頼子 氏
	NPO法人 子ども子育て支えあいネットワーク満 ンシェルジュ事業担当	関川 房代 氏
	公募委員	徳谷 さやか 氏
	元 和泉短期大学 教授	中村 美津子 氏
	田園調布学園大学 教授	村井 祐一 氏
事務局	子育て施策部長	北 篤彦
	子育て施策部担当課長（子ども・子育て支援新制度準備担当）	相澤 太
	子育て施策部こども企画課担当課長〔子育て推進〕	大野 明子
	子育て施策部青少年育成課長	山本 奈保美
	こども支援部こども福祉課長	北谷 尚也
	こども支援部こども家庭課長	堀田 彰恵
	児童家庭支援・虐待対策室担当課長	小泉 幸弘
	待機児童ゼロ対策室担当課長	佐藤 佳哉
	保育事業推進部保育課長	田中 眞一
	保育事業推進部保育課担当課長〔運営調整〕	奈良 真澄
	保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕	須藤 聖一
	保育事業推進部保育所整備推進担当課長（民間活用推進担当）	眞鍋 伸一

### ■配布資料

議事次第

席次表

川崎市子ども・子育て会議条例

川崎市子ども・子育て会議 計画策定部会委員名簿

川崎市子ども・子育て会議 計画策定部会事務局名簿

資料1 (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画の素案(案)について

資料2 子ども・子育て会議条例及び児童福祉審議会条例の改正について

参考資料1 リーフレット「子ども・子育て支援新制度」が始まります！（抜粋）

### ■議事

#### [開会]

(事務局より、委員7名のうち6名出席であり、川崎市子ども・子育て会議条例により過半数を

満たしており、会議が有効である旨の説明がなされた。なお傍聴を希望する者はいなかった。）

## 【議題】

### 1（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画の素案（案）について

（事務局より、資料1、2について説明を行った。）

【事務局】 素案のスケジュールとしては、11月下旬に第2回子ども・子育て会議を開催し、12月中旬から翌年1月中旬までパブリックコメントを募集する予定で、作業を進めている。計画に関する委員のご意見は、年内にメールまたはファックスでお願いしたい。

【柴田部会長】 使用されている文言や表現が市民にとってわかりやすいものかどうか、イメージ図が適切かどうか、各委員が抱えている課題と施策にずれがないかどうか、等についてご意見を伺いたい。会議の時間が限られているので、ここで出せなかった御意見は後ほどメールやファックス等で事務局にお寄せいただきたい。

【岸井委員】 「計画の基本的視点」とあるが、理念の基本的視点ではないのか。

【事務局】 計画の基本的視点となる。

【村井委員】 主なる読者をどう想定しているのか。想定した読み手にとって内容が必要十分であるかどうかを考えなければならない。一般市民でよろしいか。

【事務局】 計画の対象となるのは、18歳までの子どもと親、また今後親となる若い世代である。したがって、そういった方々にぜひ読んでいただきたい。

【村井委員】 本計画は事業計画であるので、計画の推進においてPDCAで回すと書いてあるが、各計画の目標、方法論、評価方法まで決めておかないと、5年後の評価が苦しくなるのではないかと。誰が担い手で、どこまで、どのように、どうするのかを明記することが、策定後の推進委員会における重要なポイントとなるので、そこを重視していきたい。

【事務局】 かわさき子ども「夢と未来プラン」では、児童福祉審議会で意見評価をいただいている。そういったものに加えて、本計画では具体的な量の見込みを挙げており、それを客観的な指標としてお諮りしていきたい。

【村井委員】 質の評価をどうするか。量的な指標は挙げやすいが、質的なものをどう評価するのが問題である。また、グラフ等について、単位がついているものがないものがあるので、整理していただきたい。

【中村委員】 生きる力を育む取組の推進において、「キャリア在り方生き方教育」とあるが、文言として正しいのか。

【事務局】 市の教育委員会で使われている言葉であり、キャリア、その在り方生き方という意味である。

【中村委員】 基本目標Ⅲに「すべての子どもが質の高い生活環境を維持できるよう」とあるが、そこまで謳って大丈夫か。

【事務局】 国の法の言葉を引用させていただいた。基本目標の文言等については、委員の方々の御意見等を反映し、修正等も含め検討していきたいと思う。

【村井委員】 基本目標に紐づけされている基本的視点がアンバランスである。③と④がとても多く、①と⑥が少ないが、大丈夫か。実は①が理念中の理念で、全部にか

かってくることになるのではないか。

【中村委員】 ①を重要視することに大賛成である。そうでないと、子どものことがそっこのけで周りのことばかりの計画になっている印象となる。①が全部にかかってくれば、そこが緩和されるのではないか（賛成の声）。また、「地域は子どもにとって、「育つ家」があり、家の周りにも「生活の場」がある」（P18）という文言だが、まず家庭が生活の場所であり、心の安心・安定が保たれていく場所であるという意味が込められているのか。

【村井委員】 やはり、家庭が生活の場であることが最優先ではないか。

【中村委員】 「第一義的には、子どもは親、保護者が育むことが基本」（P1）とあるが、～を育むという言い方があるが、～が育むとは言わないのではないか。

【徳谷委員】 基本目標Ⅰの「子どもの参加の促進」（P34）だが、保護者の立場から見ると、子どもが何に参加するのか、何に参加させたらよいかかわからず、唐突な感じがする。やはり①が基本目標Ⅰにしか入っていないように見えてしまう（P32）。一番重要な①の視点がもっと具体的なところに落とし込んでいけたらと思う。「これまでの取組」に対して「現状と課題」が挙げられているが、行政の担当の方がこれらの洗い出しをされているのか。

【事務局】 はい、そのとおりである。もともとあった課題に対して取組を行ってきており、その中での現状認識をしたうえで、これからの課題として、今後の5年間で何をやっていくのかを挙げている。

【徳谷委員】 保育の需要が高まっているが、働かなくても預けられる人と、働いていて預けたいのに預けられない人がいる。本当に必要な人に必要なサービスが受けられるように何とか考えることも課題のような気がするが、それは計画には入れられないのか。また、預ける側からしてみると、最近できている保育園の生活環境があまりよくないと感じている。

【事務局】 生活環境があまりよくないというのは具体的にはどんなところか。

【徳谷委員】 コンビニや明らかに商業施設等の跡地だったところと思われるところに保育園ができていくケースがあり、交通量が多い、窓の数が少ない、換気するにも環境が悪そう、といった状況である。

【事務局】 認可、認可外などいろいろ種別もある。内部改修型というかたちでの整備もある。保育ニーズが高まっているなかで、コンビニの跡地などの社会資源を活用し、いろいろな手法を用いて、保育園を整備して受け入れ枠の拡大に努めているところである。園庭が必要だとか、道路の傍に保育園を作ることには違和感がある方もいらっしゃると思うが、需要に応じていくということで行政としては整備を進めている。

保育園の入所に関しては、基本的に現制度でも新制度でも急激に切り替わるわけではない。あくまでも保育に欠ける子ども、保育を必要とする子どもを対象としており、求職活動中であっても申し込みはできる。地域によっては、求職活動中でも保育園に入れる方もいる。また、第一希望から第八希望まで書くことになっているが、本市の現状では第一希望だけではなかなか入ることはできないので、チャンスを得るためには希望をたくさん書いていただきたい。したがって、そこを本計画の課題として挙げるのには少し違和感がある。

- 【岸井委員】 質の問題にもかかわるが、全体として教育に関する記述が薄くなっているような気がする。たとえば、休日保育事業にしても、「日曜や祝日にも・・・子どもを預かる制度」(P100)とあるが、子どもを「預かる」だけでいいのか。一時預かり事業の事業名にも「預かり」が含まれている。乳幼児期の教育を二歩でも三歩でも進めていただけるようなところが見えないかなと思って探している。しかし、「幼児教育に関わるスキルやノウハウを新制度で活かし」(P47)といった表現だと、幼稚園のテクニックさえ継承されれば教育の質が上がるのかという違和感がある。基本目標Ⅲの「幼児期の充実と教育・保育の一体的な推進」の「充実」に関係する内容がほとんどない。「幼児教育の質の向上」の一行だけでは、預かり事業計画と読まれてもしかたがない。教育面からぐっと迫るものがほしかったなど残念な気持ちである。
- 【関川委員】 現在の1号認定は認定こども園等の入園希望者のみ申請すればいいことになっており、1号認定を受けない人も多い。そのため、本当は認定こども園に入りたいが入れない人、幼稚園に入りたいが時間的に仕方なく保育園に入れている人の幼稚園・こども園の待機児童数(ニーズ)が計れない。そういった数字が出て、幼稚園の一時預かり枠が広がれば、幼稚園入園者が増えて、保育園の待機児童の解消につながるのではないかと。
- 【事務局】 ニーズ調査ではそういった数字もとれている。
- 【関川委員】 ニーズ調査だけでなく、実数で取れるようにしてほしい。
- 【岸井委員】 保育か教育かの選択。保育園側からしてみれば、保育園でも教育をしているということになる。保育園では教育が受けられないから、幼稚園に行きたいという論が通るかどうかは疑問である。
- 【関川委員】 学校という形態に子どもを入りたいという保護者もいるだろうし、これからこども園になっていくので、保護者にとっての選択肢が増える。いい意味での分散化ができると思う。
- 【岸井委員】 幼稚園の一時預かりが増えればいいのか。
- 【関川委員】 そういうわけではない。開所時間が11時間というきまりがあるこども園が増えるとよいと思う。
- 【村井委員】 第1章で、本計画は「保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図り」(P4)とあるが、施策体系(P34、35)に網羅されているかどうかの最終チェックが必要になる。これらの要素で、基本目標や推進項目をカテゴライズすると客観的なバランスが見えてくる。ざっとみたところ、医療、教育あたりが弱いように思う。目出し項目として弱いものがないようP4のフレームワークで整理しておいた方がよいのではないかと。
- 【柴田部会長】 本計画では、「今後、親となる若い世代も対象」(P6)とあるが、これに該当するのはどれかと見たところ、ニート・ひきこもり対策の推進だと思うが、子どもの貧困ということで教育格差が生まれているなど、なぜそういった若者がいるのかについても、もう少しどこかに触れてほしい。親になるということの枠組であるが、どこに入れたらよいかまでは言及できないのだが。
- 【村井委員】 計画をここまでよくまとめていただいたと感謝している。

- 【岸井委員】 計画の対象範囲をこれから親になる人にまで手を広げていただいたことが良かったと思う。今後の子育て支援はそこが一つの柱であり、そこをなくしてはやっていけないことである。
- 【事務局】 ニート・ひきこもりに関しては、平成28年度からの計画「(仮称)子ども・若者プラン」を来年度に策定する予定である。
- 【村井委員】 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(P7)はとても大きな重要な概念である。介護ビジョンでもあり、地域福祉マターでもあり、子ども子育てにも関係している。主と従、もしくは協働でやるのかなど、どうやってこの計画と連動させていくのか。実際にどこの部署でこのビジョンを回していくのか。
- 【事務局】 現行の体制では、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」は健康福祉局長寿社会部が主導となる。
- 【村井委員】 そうなると、そちらに協力するというかたちになるのか。
- 【事務局】 上位概念として捉えるか、連携概念としてとらえるか調整しているところである。
- 【村井委員】 地域包括ケアシステムとなると、絶対的に必要なのが、福祉圏域の設定である。今回の見込みで圏域は区で設定しているが、本当にそれでいいのかという議論も出てくる。生活圏域だと小学校区となるのではないか。小学校区域における社会資源の整備状況と地域の連携システム、個別支援(ケースワーク)とコミュニティワークのバランスの問題がある。個別の問題が起きるのは、そのエリアの社会環境に原因があるとして、地域のケアシステムをどう開発して予防システムまでどう持っていけるかまで考えなければならない。ひょっとしたら、本計画にもその考え方を入れていかなければならないのではないのか。将来ケアシステムを本格的に子どもの計画に持ってくるとなると、小学校区における地域アセスメント、地域特性を踏まえた問題発生状況把握などがからんでくる。とても大きな概念であるので、今期に地域包括ケアシステムを本計画に入れこむことは難しいが、少しでもこの概念が本計画に入れればいいなと思う。
- 【中村委員】 教育が弱いのが気になる。育ちを支えるという教育の部分が、本計画のいろいろな個所で出てくるような工夫をお願いしたい。
- 【柴田部会長】 本日言い足りなかった部分は、後日ファックスかメールで事務局までお寄せいただきたい。いつまでを目安に送ればいいのか。
- 【事務局】 年内をお願いしたい。
- 【村井委員】 本計画の趣旨が「生まれる前から青年期になるまでのすべての子ども・子育て支援施策」の推進となっているが、就学前の手厚さばかりが目立つ。中高生の居場所、非行問題、地域とのつながりなど、目指せるものが一つ二つあるといいと思う。

## 2 子ども・子育て会議条例及び児童福祉審議会条例の改正について

- 【柴田部会長】 これについても、まず事務局から御説明いただきたい。

(事務局より資料2に基づき説明がなされた。現在の子ども・子育て会議条例に新たに加える本会議の所掌事務として、幼保連携認定こども園の設置及び廃止等の認可、幼保連携認定こども園

の事業の停止・施設の閉鎖命令、幼保連携認定こども園の認可の取り消しを設ける。また、児童福祉審議会にも、家庭的保育事業等の認可等や、放課後児童健全育成事業の最低基準維持等が所掌として追加される。)

- 【岸井委員】 現在、認定こども園への参入はどうなっているのか。
- 【事務局】 現在本市では、幼保連携型が1園、幼稚園型が1園あり、来年度も現行どおり2園という状況である。幼稚園からの御相談等を受けてはいるが、来年度の移行はないという状況である。
- 【村井委員】 幼稚園教育は理念が大事であり、そこが合わないと難しい。
- 【岸井委員】 スキルとノウハウだけではなく、幼稚園教育が目指してきたことや、担ってきたことを活かしていくことが重要である。
- 【村井委員】 本審議会の追加役割として、認定こども園に関する罰則が多いような気がするが。
- 【事務局】 役割としては、認定こども園の認可でお願いすることが今後増えていくこととなる。
- 【村井委員】 そうなることが望ましい。

### 3 その他

第2回川崎市子ども・子育て会議の開催に向けて日程調整を行った。

#### 【閉会】

- 【岸井部会長】 よろしければ、以上で本日の部会を閉めさせていただく。熱心な討議に感謝する。

以 上